

# 日本伸銅協会活動ガイドラインに関する細則規程

制定 2019年3月22日

## 第1条（目的）

本規程は、日本伸銅協会活動ガイドラインに関する細則を定めることを目的とする。

## 第2条（運営）

1. 日本伸銅協会活動ガイドラインに基づく各種コンプライアンスの維持・管理のため、「協会コンプライアンス審議会」を設置する。
2. 日本伸銅協会のコンプライアンス責任者は、専務理事が選任する。
3. 日本伸銅協会の職員は、コンプライアンスに関する研修を、就任時および年1回以上受講することとする。研修の講師は、専務理事が指定する。

## 第3条（宣言文への同意）

1. 日本伸銅協会の役職員は、就任時に様式例の宣言文同意書を事務局に提出する。
2. 会員会社の役職員は、以下に示す日本伸銅協会の活動に新たに参加する場合は、様式例の宣言文同意書を事務局に提出する。
  - (1) 総会
  - (2) 理事会
  - (3) 審議会・委員会

## 第4条（議事録）

委員会等の議事録は、日本伸銅協会の担当部署で10年間保管する。

## 第5条（措置）

会員会社の役職員または日本伸銅協会の職員が、日本伸銅協会の活動において、ガイドラインに照らして不適切な行為を行うか、又はそのおそれがあると認められる場合には、以下の対応をとることとする。

- (1) 会員会社の役職員  
当該会社のコンプライアンス担当部署に報告し、対応措置を求める。
- (2) 日本伸銅協会の職員  
日本伸銅協会のコンプライアンス責任者または専務理事に報告し、対応措置を講じる。

## 附則

本規程は、2019年4月1日から施行する。

以上

## 宣言文同意書

私は、日本伸銅協会の活動に参加するにあたり、「日本伸銅協会活動ガイドライン及び宣言文」を理解し、宣言文に同意します。

日付

会社名

氏名（自署）

